

「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表

改定前(2007年3月31日付け)	改定後 (2007年8月15日付)
第2条 (定義)	第2条 (定義) (以下追加) 7. 「接続機器」とは、会員が Yahoo! BB サービスまたは Softbank ブロードバンドサービスの利用に際し、当社または BB モデムレンタル有限公司 (以下「BBMR」といいます。) よりレンタルするモデム等の接続機器をいいます。 8. 「レンタル規約」とは、会員が接続機器を当社または BBMR よりレンタルするにあたり、当該レンタル契約に適用される、当社または BBMR の定める接続機器レンタル規約および接続機器レンタル個別規定をいいます。 9. 「レンタル接続機器に関する特典」とは、BBMR と当社との調整により、レンタル規約による修理交換費支払事由発生時に、当該費用が不要となることをいいます。
(新設)	第6条の2 (会員特典) 会員のサービス加入特典は以下の通りです。 ・専用問い合わせ窓口のご利用 ・電話・リモートサポートの会員価格でのご利用 ・訪問サポートの会員価格でのご利用 ・レンタル接続機器に関する特典の適用 ただし、レンタル接続機器に関する特典は、当社の判断により適用されない場合があるものとします。

「接続機器レンタル規約」(BB モデムレンタル有限公司) 新旧対照表

改定前(2007年3月31日付け)	改定後 (2007年8月15日付)
第7条 (会員の義務) 1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。 (1)接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分 (2)接続機器の分解、解析、改造、改変等 (3)接続機器の損壊、破棄等 (4)接続機器の著しい汚損 (シール貼付、削切、着色など) (5)契約外の不正使用 (6)接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為 (7)接続機器の日本国外持ち出し 2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は、別途定める「違約金」または「修理交換費」を当社の定める方法により支払うものとします。	第7条 (会員の義務) 1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。 (1)接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分 (2)接続機器の分解、解析、改造、改変等 (3)接続機器の損壊、破棄、 紛失、滅失 等 (4)接続機器の著しい汚損 (シール貼付、削切、着色など) (5)契約外の不正使用 (6)接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為 (7)接続機器の日本国外持ち出し 2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は、別途定める「違約金」または「修理交換費」を当社の定める方法により支払うものとします。 <u>但し、ソフトバンク BB が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</u>
第8条 (故障等) 1. 会員にレンタルされた接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等 (以下「故障等」といいます。) により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続機器を正常な接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします (接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。)。但し、接続機器の故障等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。	第8条 (故障等) 1. 会員にレンタルされた接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等 (以下「故障等」といいます。) により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続機器を正常な接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします (接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。)。 <u>なお、接続機器の故障、破損等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、ソフトバンク BB が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</u>

<p>2. 接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 接続機器の故障、破損または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。</p>	<p>2. 接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 接続機器の故障、破損、<u>紛失</u>または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。<u>但し、ソフトバンク BB が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</u></p>
---	--

「接続機器レンタル規約」(ソフトバンク BB 株式会社) 新旧対照表

改定前(2007年3月31日付け)	改定後 (2007年8月15日付)
<p>第7条 (会員の義務)</p> <p>1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1)接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分</p> <p>(2)接続機器の分解、解析、改造、改変等</p> <p>(3)接続機器の損壊、破棄等</p> <p>(4)接続機器の著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)</p> <p>(5)契約外の不正使用</p> <p>(6)接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為</p> <p>(7)接続機器の日本国外持ち出し</p> <p>2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は、別途定める「違約金」または「修理交換費」を当社の定める方法により支払うものとします。</p>	<p>第7条 (会員の義務)</p> <p>1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1)接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分</p> <p>(2)接続機器の分解、解析、改造、改変等</p> <p>(3)接続機器の損壊、破棄、<u>紛失</u>、<u>滅失</u>等</p> <p>(4)接続機器の著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)</p> <p>(5)契約外の不正使用</p> <p>(6)接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為</p> <p>(7)接続機器の日本国外持ち出し</p> <p>2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は、別途定める「違約金」または「修理交換費」を当社の定める方法により支払うものとします。<u>但し、当社より別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</u></p>
<p>第8条 (故障等)</p> <p>1. 会員にレンタルされた接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続機器を正常な接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします(接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。)。但し、接続機器の故障等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。</p> <p>2. 接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 接続機器の故障、破損または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。</p>	<p>第8条 (故障等)</p> <p>1. 会員にレンタルされた接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続機器を正常な接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします(接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。)。<u>なお、接続機器の故障、破損等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社より別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</u></p> <p>2. 接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 接続機器の故障、破損、<u>紛失</u>または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。<u>但し、当社より別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</u></p>